

(参考資料 2)

事 務 連 絡  
平成 19 年 3 月 28 日

大臣官房統計情報部企画課審査解析室長 殿

保険局医療課保険医療企画調査室長

医療経済実態調査（医療機関等調査）に係る調査客体の抽出について

第 16 回医療経済実態調査（医療機関等調査）を別添調査要綱（病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局分）により実施する予定であるので、調査客体の抽出についてご協力方宜しくお願いいたします。

なお、病院、一般診療所、歯科診療所については、医療施設調査の医療機関情報に基づき調査対象施設の名簿の作成を依頼する（指定統計調査等調査票使用申請書の提出については、別途行うこととする。）が、保険薬局については、当課より提供するデータより客体の抽出をお願いすることといたしたい。



## 第16回医療経済実態調査（医療機関等調査）要綱（案）

### 1. 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。

### 2. 調査の内容

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局について、施設の概要、収支の状況、資産及び負債、従事者の人員及び給与、設備投資の状況等の調査を行う。

### 3. 調査の対象

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び1か月間の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の保険薬局を対象とする。

ただし、開設者が医育機関（特定機能病院及び歯科大学病院は除く）であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院並びに刑務所、船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び1か月間の診療時間が100時間未満であると推定された医療機関は調査対象から除外する。

### 4. 調査の客体及び抽出方法

調査対象となる医療機関等から、それぞれ次の方法によって抽出した施設を調査客体とする。

#### (1) 病 院

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、DPC対象病院の指定を受けている病院と指定を受けていない病院に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2の層化は、介護療養施設サービス事業を行っている病院と行っていない病院に分類し、この区分によって行う。

エ 第3の層化は、病床数が200床以上、200床未満に分類し、この区分によって行う。

オ 第4の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

カ 第5の層化は、全国の都道府県を次の9の地域に分類し、この区分によって行う。

地 域	都 道 府 県
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
北 陸	富山、石川、福井
近 畿	滋賀、京都、奈良、大阪、兵庫、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

キ 第6の層化は、全国を国家公務員の地域手当における級地区分の6区分とその他の地域に分類し、この区分によって行う。(級地区分については別紙参照)

ク 第7の層化は、一般病院(特定機能病院、歯科大学病院及び子ども病院を除く)、精神科病院(許可病床のすべてが精神病床であるもの)別に開設者(国立、公立、公的、医療法人、社会保険関係法人、その他法人、個人)ごとに分類し、この区分によって行う。

ケ 抽出率は、特定機能病院、歯科大学病院及び子ども病院については1/1、その他については1/5とする。

## (2) 一般診療所

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、有床、無床の別に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2の層化は、主たる診療科別に分類し、この区分によって行う。

エ 第3の層化は、有床については介護療養施設サービス事業を行っている一般診療所と行っていない一般診療所に分類し、この区分によって行う。

オ 第4の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

カ 第5、第6の層化は、病院と同じ地域分類(第5、第6層化)によって行う。

キ 抽出率は1/25とする。

### (3) 歯科診療所

- ア 層化無作為抽出法による。
- イ 第1の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。
- ウ 第2、第3の層化は、病院と同じ地域分類（第5、第6層化）によって行う。
- エ 第4の層化は、常勤の歯科医師数を、1人、2人以上の区分に分類しこの区分によって行う。
- オ 抽出率は1／50とする。

### (4) 保険薬局

- ア 層化無作為抽出法による。
- イ 第1、第2の層化は、病院と同じ地域分類（第5、第6層化）によって行う。
- ウ 第3の層化は、開設者（個人、法人）の別に分類し、この区分によって行う。
- エ 抽出率は1／25とする。

## 5. 調査主体

中央社会保険医療協議会

## 6. 調査の時期

平成19年6月の1月間について実施する。

## 7. 調査の事項

調査票に掲げる事項とする。

## 8. 調査の方法

- (1) 調査は、往復郵送方式により行う。
- (2) 調査票の記入は、医療機関等管理者の自計申告の方法による。

## 9. 結果の公表

調査の結果については、中央社会保険医療協議会の議を経て、速やかに公表する。

## 調査客体の抽出条件について

### 1 調査対象

#### 社会保険の診療を行っている医療機関及び保険薬局

医療施設調査（静態・動態：病院・一般診療所・歯科診療所）のデータにおいて「社会保険診療等の状況」欄に○が付されている施設及び保険薬局を抽出。

### 2 除外される施設

#### (1) 開設者が医育機関

医療施設調査（静態・動態：病院）のデータにおいて、「開設者」が「医育機関」に該当している病院

#### (2) 特定人のために開設されている閉鎖的な医療機関

① 医療施設調査（静態・動態：一般診療所）のデータにおいて、「開設者」が「会社」に該当している一般診療所

② 老人ホーム内にある診療所

※ 名称に「老人ホーム」がつく一般診療所を除外

③ 障害者施設等内にある一般診療所

※ 名称に「障害者」「障害児」がつく一般診療所を除外

④ その他特定人のために開設されている閉鎖的な医療機関

※ 名称に「・・・医務室」がつく一般診療所を除外

#### (3) 感染症病床のみを有する病院

医療施設調査（静態・動態：病院）のデータにおいて許可病床数のうち全てが感染症病床である病院

#### (4) 結核療養所

医療施設調査（静態・動態：病院）のデータにおいて許可病床数のうち全てが結核病床である病院

#### (5) 原爆病院、診療所

※ 名称に「原爆」がつく病院、一般診療所

#### (6) 自衛隊病院、診療所

※ 名称に「自衛隊」がつく病院、一般診療所

#### (7) 刑務所に設置されている一般診療所、歯科診療所

※ 名称に「刑務所」がつく一般診療所、歯科診療所

- (8) **船内に設置されている一般診療所、歯科診療所**  
医療課で除外。
- (9) **歯科併設の一般診療所**  
医療施設調査（静態・動態：一般診療所）のデータにおいて診療科目のうち「歯科」、「矯正歯科」、「小児歯科」、「歯科口腔外科」に該当している施設
- (10) **臨床検査センター**  
医療施設調査（静態：一般診療所）のデータにおいて診療所の種類が「・検査業務を主とする診療所」に該当している施設
- (11) **夜間診療所**  
医療施設調査（静態：一般診療所・歯科診療所）において「表示診療時間の状況」が18時以降のみに該当している施設
- (12) **巡回診療所**  
医療施設調査（静態：一般診療所）において「診療所の種類」が「巡回診療を専らとする診療所」に該当している施設
- (13) **1月の診療時間が100時間未満**  
医療施設調査（静態：一般診療所・歯科診療所）において「表示時間の状況」の「表示診療時間の状況」において1月の診療時間が100時間未満と推定される施設（別紙1）

### 3 層化

- (1) **共通**
- ① **全国の都道府県を9地区に区分**  
医療施設調査（静態・動態）における都道府県番号で層化
  - ② **全国を国家公務員の地域手当の級地区分とその他の地域に分類**  
医療施設調査（静態・動態）における市町村番号で層化（別紙2）
- (2) **病院**
- ① **特定機能病院、歯科大学病院、子ども病院、DPC対象病院の抽出**  
医療課においてリストを作成。
  - ② **介護療養施設サービス事業を行っている病院、行っていない病院の区分**  
介護サービス施設・事業所調査の介護療養型医療施設情報より区分
  - ③ **病床数が200床以上、200床未満の区分**  
医療施設調査（静態・動態：病院）のデータにおいて許可病床数情報より区分

④ 院外処方の有無別の区分

医療施設調査（静態：病院）のデータにおいて院外処方せんの発行状況より区分

⑤ 一般病院と精神病院の区分

医療施設調査（静態・動態：病院）のデータにおいて許可病床数のうち全てが精神病床である病院は精神病院、それ以外は一般病院

⑥ 開設者の分類（別紙3）

医療施設調査（静態・動態：病院）の開設者情報から分類

(3) 一般診療所

① 有床、無床の区分

有床、無床の区分については、医療施設調査（静態・動態：一般診療所）の許可病床数から病床の有無を区分

② 主たる診療科の区分（別紙4）

主たる診療科目の区分については、医療施設調査（静態・動態：一般診療所）の診療科目の情報から区分

③ 介護療養施設サービス事業を行っている一般診療所、行っていない一般診療所の区分

介護サービス施設・事業所より介護療養型医療施設情報より区分

④ 院外処方の有無別の区分

医療施設調査（静態：一般診療所）のデータにおいて院外処方せんの発行状況より区分

(4) 歯科診療所

① 院外処方の有無別の区分

医療施設調査（静態：歯科診療所）のデータにおいて院外処方せんの発行状況より区分

② 歯科医師1人、2人以上の区分

医療施設調査（静態・動態：歯科診療所）の従事者数から区分

(5) 保険薬局

○ 開設者の分類

保険局医療課より提供するデータにより、開設者（個人、法人）の別に分類

## 診療時間 100 時間未満の考え方について

### (15) 表示診療時間の状況

	月	火	水	木	金	土	日	休日
午前	1	1	1	1	1	1	1	1
午後	2	2	2	2	2	2	2	2
18時以降	3	3	3	3	3	3	3	3

平成 17 年医療施設調査（静態）の「(15) 表示診療時間の状況」午前・午後（月～日）で○をした数が 6 個以下のものが 100 時間未満のものと判断し、7 以上のものを抽出することとする。

#### (考え方)

○ 通常考えられる診療時間を基準に考える。

- ・ 1 日 8 時間診療とし、土曜日は半日（4 時間）、日曜は休診と考えると、  
「1 週間の診療時間 = 8 時間 × 5 日 + 8 時間 × 1 / 2 = 44 時間」となります。
- ・ 44 時間分の○の数（施設調査の(15)表示診療時間の状況のこと）は 11 個であるので、○1 個分の時間は 4 時間となります。
- ・ 1 月当たり 100 時間未満となる○の数は、  
「100 時間 × / 4 時間 = 25（1 月当たりの○の数）」
- ・ 1 週間当たりの○数は、  
「25 × 7 / 30 = 5.83 ≒ 6（1 週間当たりの○の数）」

○の数が 1 週間 6 個までは 1 月 100 時間未満と判断し、○が 7 個以上のものを抽出する。

国家公務員の地域手当に係る級地区分

(別紙2)

級地・支給地域	都道府県	市町村名等
1級地 〔18%〕	東京都	特別区
2級地 〔15%〕 (20市)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 大阪府 兵庫県	取手市 和光市 成田市、印西市 武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、清瀬市、多摩市、稲城市、西東京市 鎌倉市、厚木市 大阪市、守口市、門真市 芦屋市
3級地 〔12%〕 (27市)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 愛知県 大阪府 兵庫県 奈良県	つくば市 さいたま市、志木市 船橋市、浦安市、袖ヶ浦市 八王子市、立川市、府中市、昭島市、調布市、小平市、日野市 横浜市、川崎市、海老名市 名古屋市の、刈谷市、豊田市 吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市、高石市 西宮市、宝塚市 天理市
4級地 〔10%〕 (37市)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	水戸市、土浦市、守谷市 狭山市、鶴ヶ島市 千葉市、市川市、松戸市、富津市、四街道市 三鷹市、青梅市、東村山市、あきる野市 横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、大和市 豊明市 鈴鹿市 大津市、草津市 京都市 堺市、豊中市、池田市、枚方市、茨木市、八尾市、東大阪市 神戸市、尼崎市 奈良市、大和郡山市 広島市 福岡市
5級地 〔6%〕 55市 1町	宮城県 茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県	仙台市 日立市、古河市、牛久市、ひたちなか市 宇都宮市 川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、越谷市、戸田市、入間市、朝霞市、三郷市 茂原市、佐倉市、柏市、市原市、白井市 平塚市、秦野市、三浦郡葉山町 甲府市 静岡市、沼津市、御殿場市 瀬戸市、碧南市、西尾市、大府市、知多市 津市、四日市市 守山市 宇治市、亀岡市、京田辺市 岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、羽曳野市、摂津市、藤井寺市 伊丹市、三田市 大和高田市、橿原市、生駒市
6級地 〔3%〕 87市 21町	北海道 宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 富山県 石川県 福井県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 岡山県 広島県 山口県 香川県 福岡県 長崎県	札幌市 名取市、多賀城市 龍ヶ崎市、筑西市 鹿沼市、小山市、大田原市 前橋市、高崎市、太田市 熊谷市、春日部市、鴻巣市、上尾市、草加市、久喜市、坂戸市、比企郡鳩山町、北埼玉郡北川辺町、北飾郡栗橋町、北飾郡・杉戸町、北飾郡庄和町 野田市、東金市、流山市、八街市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町 武蔵村山市 小田原市、三浦市 富山市 金沢市 福井市 長野市、松本市、諏訪市 岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市 浜松市、三島市、富士宮市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市 豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、知立市、愛西市、愛知郡長久手町、西春日井郡豊山町、海部郡弥富町、西加茂郡三好町 桑名市、名張市、伊賀市 彦根市、長浜市 向日市、相楽郡木津町 柏原市、泉南市、四條畷市、交野市、阪南市、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、南河内郡太子町 姫路市、明石市、加古川市、三木市 桜井市、香芝市、生駒郡斑鳩町、北城郡王寺町 和歌山市、橋本市 岡山市 廿日市市、安芸郡海田町、安芸郡坂町 周南市 高松市 北九州市、筑紫野市、春日市、太宰府市、前原市、福津市、糟屋郡宇美町、糟屋郡粕屋町 長崎市

## 開設者区分について

医療施設調査		医療経済実態調査
1	厚生労働省	国立
2	独立行政法人国立病院機構	
3	国立大学法人	
4	独立行政法人労働者健康福祉機構	
5	その他	
6	都道府県	公立
7	市町村	
8	日赤	公的
9	済生会	
10	北海道社会事業協会	
11	厚生連	
12	国民健康保険団体連合会	
13	全国社会保険協会連合会	社会保険関係法人
14	厚生年金事業振興団	
15	船員保険会	
16	健康保険組合及びその連合会	
17	共済組合及びその連合会	
18	国民健康保険組合	
19	公益法人	その他の法人
20	医療法人	医療法人
21	学校法人	その他の法人
22	社会福祉法人	
23	医療生協	
24	会社	
25	その他の法人	
26	個人	個人

## 一般診療所に係る主たる診療科別の区分

主たる診療科別の分類	医療施設の診療科
内科	内科
	呼吸器科
	消化器科（胃腸科）
	循環器科
	神経内科
	心療内科
小児科	小児科
精神科	精神科
	神経科
外科	外科
	形成外科
	美容外科
	脳神経外科
	呼吸器外科
	心臓血管外科
	小児外科
整形外科	整形外科
産婦人科	産婦人科
	産科
	婦人科
眼科	眼科
耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科
	気管食道科
皮膚科	皮膚科
その他	泌尿器科
	性病科
	肛門科
	リハビリテーション科
	放射線科
	麻酔科
	アレルギー科
	リウマチ科

※ 医療施設が標ぼうしている診療科名のうち主たる診療科名によって区分を行う。

抽出率表(第16回医療経済実態調査(医療機関等調査))

病院	特定機能病院・歯科大学病院・子ども病院	1 / 1
	上記以外	1 / 5
一般診療所		1 / 25
歯科診療所		1 / 50
保険薬局		1 / 25